

8月は道路ふれあい月間です

きらきらのこの道ずっと守ろうよ

平成30年度「道路ふれあい月間」推進標語

道路は私たちの普段の生活を支えるだけでなく、災害時には避難路や救急活動路に、火災時には防火空間になります。道路をいつでも安全で快適な空間とするために、皆さんの協力が必要です。ベビーカーや車椅子を利用して、高齢の方も安全に歩けるように、自転車・バイクやペットのふんの放置、ごみの不法投棄、商品や看板を置くことなどはやめましょう。

●次のようなことに気がいたらご連絡ください

- ①道路に穴が開いている、雨天時に水たまりになる
- ②道路に動物の死がいがある
- ③ガードレール、カーブミラーの破損など

問合先	管轄区域(特別出張所管内)	
区道	地域基盤整備第一課 ☎5764-0629 FAX5764-0633	大森西、入新井、馬込、池上、新井宿
	調布地域基盤整備事務所 ☎3726-4300 FAX3726-4318	嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束
	地域基盤整備第二課 ☎5713-2006 FAX5713-2009	六郷、矢口、蒲田西、蒲田東
	糎谷・羽田地域基盤整備事務所 ☎3741-3169 FAX3744-8955	大森東、糎谷、羽田
都道	東京都第二建設事務所 ☎3774-0313	環七・環八・池上・多摩堤通り、中原街道など
国道	国土交通省東京国道事務所品川出張所 ☎3799-6315	第一京浜、第二京浜など

※街路灯の不具合は、区道は特別出張所、都道・国道は上記問合先へご連絡ください。

狭い道路を広げています

防災面や通風、採光などの環境面、また緊急車両などの通行のためには、最低でも4mの道幅が必要です。区は、幅4mに満たない「狭あい道路」(建築基準法第42条第2項道路)の拡幅整備を推進しています。



区による拡幅工事のモデルケース▶

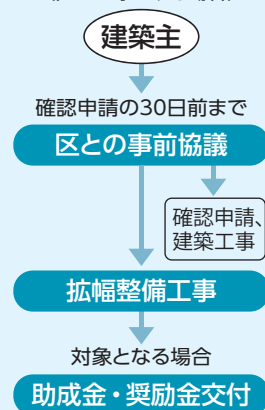
●拡幅整備について

狭あい道路に接する土地で新築や増改築をする際は、指定された道路の中心から2mまで後退しなければなりません。後退用地の拡幅整備工事は、区施工か自主整備で行います。建築確認申請などの前に事前協議が必要です。詳細はお問い合わせください。

●拡幅整備に伴う助成金・奨励金があります(法人を除く)

区が拡幅整備工事を行う場合に、塀の撤去費用などを助成します(30年度から一部助成額を拡充)。また、区道に接する拡幅整備部分を区へ寄付した場合や隅切り用地を整備した場合には奨励金を交付します。詳細はお問い合わせください。

確認申請の流れ(区が工事をする場合)



☎建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308 FAX5744-1558

さぽーとぴあへ行こう

イベント名	開催日時・定員・費用	申込締切
①バリアフリー映画上映会「ナミヤ雑貨店の奇蹟」	8月25日(土)午後1時30分～3時45分 ☎先着50名	当日会場へ
②ヨガ講座	①8月24日(金)午後6時～6時45分	①8月15日 ②9月12日
	②9月28日(金)午後6時～6時45分 ☎抽選で各15名	
③ダンス講座	①9月14日(金)午後6時～6時45分	①8月31日 ②9月28日
	②10月12日(金)午後6時～6時45分 ☎抽選で各15名	
④パラリンピック競技に挑戦だれでもゴールボール体験会	9月8日(土)午後1時30分～3時30分 ☎抽選で20名	8月25日
⑤アロマディフューザーをつくろう	9月19日(水)午後6時～7時 ☎抽選で12名 費1,000円	8月31日
⑥アルミワイヤーでつくるペン立て	9月29日(土)午後1時30分～3時30分 ☎抽選で12名 費500円	9月12日
⑦夏のお疲れ解消ブレンドハーブティー	10月13日(土)午前10時30分～11時30分 ☎抽選で15名 費500円	9月28日
⑧だれでもできる笑顔のストレッチ講座	10月13日(土)午後2時～3時30分 ☎抽選で15名	

☎さぽーとぴあへ電話かFAX(2面記入例参照)。
☎5728-9434 FAX5728-9438

福祉のまち糎谷・夏のおまつり 8月19日(日)

7つの福祉施設が同日に開催します。福祉のまち糎谷を体感してみませんか。

施設名	開催時間	問合先
うめのき園	午前10時～午後2時	☎3743-3811 FAX3743-3814
こうじや生活支援センター	午前11時～午後4時	☎5705-0744 FAX3742-3648
しいのき園	正午～午後4時	☎5705-0033 FAX5705-0030
特別養護老人ホーム千里	午後1時～4時	☎6423-2860 FAX6423-2861
特別養護老人ホーム糎谷	午後2時～5時	☎3745-3001 FAX3745-3036
サンタフェガーデンヒルズ	午後3時30分～7時30分	☎5735-8080 FAX5735-8081
特別養護老人ホームバタフライヒル大森南	午後2時30分～7時30分	☎5735-3336 FAX5735-3337

募集! 大田区しょうがい者文化展の作品

10月2～12日(6～8日を除く)に区役所本庁舎3階で展示します。

☎区内在住で障がいのある方

●作品の種類 絵画、写真、書、陶芸、手芸、彫刻、文芸など(出品は1人1点)

☎8月24日までに出品申込書(問合先か地域福祉課で配布)を問合先へ持参し、作品を9月10～21日に持参

☎障害福祉課障害者支援担当 ☎5744-1251 FAX5744-1555



消費者
トラブル

「1回だけのお試しのつもり」が、毎月商品が届く!

相談事例

健康食品が安く購入できる広告を見つけてインターネットで申し込み、商品を受け取った。翌月、再び同じ商品が届き、高額な請求書が入っていた。事業者へ電話すると、定期購入が条件で初回のみ特別価格だと言われた。申し込み時の説明に書かれていたようだが気づかなかった。



トラブル防止のために

- 「定期購入が条件になっていないか」などの契約内容をしっかり確認する
- 「解約・返品できるかどうか」などの条件を事前に確認する
- トラブルかなと思った段階で、消費者生活センターに相談する

1特別相談「多重債務110番」 ※両日午後には無料弁護士相談有り(予約制)

☎区内在住・在勤・在学の方 ☎9月3～4日、午前9時～午後4時30分

2高齢者被害特別相談

☎区内在住・在勤・在学で契約当事者が60歳以上の方

☎9月10～12日、午前9時～午後4時30分

◇112ともに◇

☎問合先へ電話 ☎消費生活センター ☎3736-7711 FAX3737-2936

消費生活のお困りごとは、消費生活センターにご相談ください

消費者相談専用電話 ☎3736-0123

月～金曜、午前9時～午後4時30分(祝日、年末年始を除く)

土・日曜、祝日は、国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン ☎188

(土曜)午前9時～午後5時、(日曜、祝日)午前10時～午後4時

狂犬病予防注射はお済みですか

狂犬病は、人や犬など全てのほ乳類が感染します。治療法がなく、発症すると死亡率が100%に至る恐ろしい病気です。狂犬病のまん延を防ぐため、愛犬へ必ず予防接種を行いましょう。

●犬の登録と狂犬病予防注射

飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。注射後は、地域健康課で注射済票(青色リボン)の交付を受けてください。

●飼い犬が人をかんでしまったら

～誠意をもって対応を～

外出時は必ず飼い犬にリードをつけ、短く持ちましょう。

飼い犬が人をかんでしまった場合、次の対応が必要です。

- ①傷口を水で洗い流し、小さな傷でも医師の診察を受ける
- ②飼い主が、生活衛生課へ事故発生の届け出をする
- ③飼い犬が狂犬病でないか検診を受ける(予防注射を受けていても必要)

※事故の届け出により、保健所が飼い犬を收容することはありません。

☎生活衛生課環境衛生担当 ☎5764-0670 FAX5764-0711



飼い犬には犬鑑札と注射済票を装着しましょう